

# 令和2年度民間木造建築促進緊急対策事業について

## I 事業の概要

### 1 事業の趣旨

木造住宅で県産木材利用を積極的に行う工務店に対して、民間非住宅建築についても県産木材の使用量に応じて工務店に助成することで、建築業界において県産木材の積極的な使用を促進。

### 2 事業の内容

民間非住宅建築物を建築する工務店に対し、県産木材の使用量に応じた助成額を予算の範囲内で（一社）島根県木材協会が補助。

### 3 補助金対象者

以下の要件に該当する者とする。

- ・「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領第2条で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）または認定工務店となることが確実な者が建築する民間非住宅建物。
- ・各都道府県における都道府県税の未納がない者であること。
- ・応募者及びその役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）に規定する暴力団員でないこと及び暴力団との関与がないこと。

### 4 補助対象条件

県内外において構造材や内外装材等に県産木材を使用し、建築する民間非住宅建築物で以下に該当するもの。

#### （1）補助申込要件

- ・施主と直接建築に関する契約するか、施工工務店が施主となる建築物で、木材調達権限が施工工務店にあること。
- ・建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の60%以上使用すること。  
（対象木材製品は別紙「県産木材使用証明」参照）
- ・鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が60%以上であること。
- ・県産木材はしまねの木認証センターが認証した木材・製品とする。
- ・建築物の木工事が未完成で、県産木材を使用できるもの。
- ・建築物の工事に未着手であること。
- ・構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施するもの。
- ・図面や写真等の県への提供に協力すること。  
（施主の了解が得られていること）
- ・施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

### 5 補助額

別表1のとおり。

別表1

事業の内容	補助金の額
県産木材を使用する民間非住宅建築物の施工	県産木材使用量1㎡あたり2万円 一戸あたりの上限額 100万円

## II 申込方法

### 1 申込期間

令和2年7月2日～予算の上限に達した段階で申込終了。（1戸単位、先着順）

### 2 申込書類

申込者は、申込書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出。

事業区分	申込書類	必要部数
民間非住宅建築物の施工	民間木造建築促進緊急対策事業申込書 ※添付書類 （1）建築確認済証又は建築工事届の写し （2）位置図、設計図（平面図）の写し	1部